

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の規定による騒音規制基準（平成14年岩手県告示第306号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
[略]				[略]			
時間の 区分 区域の 区分	昼間（午前8時から午後6時まで）	朝（午前6時から午前8時まで） 夕（午後6時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）	時間の 区分 区域の 区分	昼間（午前8時から午後6時まで）	朝（午前6時から午前8時まで） 夕（午後6時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）
[略]				[略]			
第3種区域	[略]	50デシベル <u>（釜石市に係る区域にあつては、55デシベル）</u>		第3種区域	[略]	50デシベル	
第4種区域	[略]	55デシベル <u>（釜石市に係る区域にあつては、60デシベル）</u>		第4種区域	[略]	55デシベル	
<p>注1 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定（昭和48年岩手県告示第422号）に規定する第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいう。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>[略]</p>				<p>注1 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、<u>それぞれ、騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定（昭和48年岩手県告示第422号）に規定する第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域並びに騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により大船渡市長及び陸前高田市長が第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域として指定した地域</u>をいう。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>[略]</p>			
備考 改正部分は、下線の部分である。							